



鳥労基発0706第1号
平成29年7月6日

関係災害防止団体の長 殿

鳥取労働局長

「安全衛生優良企業公表制度の運営について」の一部改正について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、安全衛生優良企業公表制度については、平成27年3月25日付け鳥労発基0325第6号（平成27年3月20日付け基発0320第2号）「安全衛生優良企業公表制度の運営について」（以下「運営通達」といいます。）に基づき運営しているところですが、今般、制度の趣旨、目的に鑑み、長時間労働が常態化している企業は認定しないこととする認定基準の見直し等により、運営通達が別紙のとおり改正され、平成29年7月1日以降受け付ける申請に対して適用されることとなりました。

つきましては、貴団体傘下の会員に対する改正内容の周知につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成29年7月1日前に受け付けた申請に対しては、改正前の運営通達に基づく認定等が行われ、既に認定通知書を発行したものについては再審査等を行われませんので、申し添えます。



○ 平成27年3月20日付け基発0820第2号「安全衛生優良企業公表制度の運営について」

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>安全衛生優良企業を都道府県労働局において認定し、その企業名を公表する「<u>安全衛生優良企業公表制度</u>」については、平成27年6月1日から運営を開始している。</p> <p>今般、制度の趣旨、目的に鑑み、<u>長時間労働が常態化している企業は認定しないこととする認定基準の見直し等</u>を行い、平成29年7月1日以降受け付ける認定申請については、<u>下記によることとするので、その運用に遺漏なきを期されたい。</u></p> <p>なお、平成29年7月1日前に受け付けた認定申請については、従前の認定基準等に基づき認定等を行うこととし、既に認定通知書を発行したもののについても、<u>再審査等を行う必要はないこと。</u></p>	<p>今般、<u>安全衛生優良企業を都道府県労働局において認定し、その企業名を公表する「安全衛生優良企業公表制度」を平成27年6月1日より開始することとした。</u></p> <p>制度の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、<u>了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。</u></p> <p>また、<u>本制度及び安全衛生優良企業に対する社会的な認知が深まるよう、関係団体等に積極的に周知されたい。</u></p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1・2 (略)</p> <p>3 認定手続きについて (1) 認定申請に必要な書類 以下の書類一式(以下「申請書類」という。)について、<u>正本</u> 1. 通の提出を求めること。 ア・イ (略) (2) (略) (3) 審査結果の通知 ア 認定の場合 (ア) 上記(2)の審査の結果、申請企業が認定基準を満たすこ</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 認定手続きについて (1) 認定申請に必要な書類 以下の書類一式(以下「申請書類」という。)について、<u>正副</u> 2. 通の提出を求めること。 ア・イ (略) (2) (略) (3) 審査結果の通知 ア 認定の場合 (ア) 上記(2)の審査の結果、申請企業が認定基準を満たすこ</p>

とが確認された場合には、本社管轄局において当該申請企業に対し、認定の日から3年を有効期間として、「安全衛生優良企業認定通知書」(様式第2号。以下「認定通知書」という。)を交付すること。なお、認定通知書には、様式第1号別添2に労働局が審査した結果を記入したものを添付すること。

(イ)・(ウ) (略)

イ 不認定の場合

審査の結果、認定基準を満たさない場合には、本社管轄局において当該申請企業に対し、「安全衛生優良企業不認定通知書」(様式第4号。以下「不認定通知書」という。)により、その理由を付記して交付すること。なお、不認定通知書には、様式第1号別添2に労働局が審査した結果を記入したものを添付すること。

ウ (略)

4 (略)

5 認定の取消し

本社管轄局において、認定企業が次のアからウまでのいずれかの取消基準(以下「安全衛生優良企業認定取消基準」という。)に該当する事案を把握した場合には、事実関係を調査した上で、取消基準に該当することが確認された当該企業に対し、「安全衛生優良企業認定取消通知書」(様式第6号)を交付することにより認定を取り消すこと。

従前の認定基準に基づき認定を受けた認定企業については、なお従前の安全衛生優良企業認定取消基準によること。

ア～ウ (略)

6～7 (略)

とが確認された場合には、本社管轄局において当該申請企業に対し、認定の日から3年を有効期間として、「安全衛生優良企業認定通知書」(様式第2号。以下「認定通知書」という。)を交付すること。

(イ)・(ウ) (略)

イ 不認定の場合

審査の結果、認定基準を満たさない場合には、本社管轄局において当該申請企業に対し、「安全衛生優良企業不認定通知書」(様式第4号。以下「不認定通知書」という。)により、その理由を付記して交付すること。

ウ (略)

4 (略)

5 認定の取消

本社管轄局において、認定企業が次のアからウまでのいずれかの取消基準(以下「安全衛生優良企業認定取消基準」という。)に該当する事案を把握した場合には、事実関係を調査した上で、取消基準に該当することが確認された当該企業に対し、「安全衛生優良企業認定取消通知書」(様式第6号)を交付することにより認定を取り消すこと。

ア～ウ (略)

6～7 (略)

別紙1 (本文) (略)

別添

- 第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目 (必要項目)
 1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

項目
①過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと
②過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関から企業名の公表又は認定の取消しをされていないこと
③労働安全衛生法第98条に基づき、労働基準監督署長等から機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること
④現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと
⑤過去3年以内に長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反したことがないこと
⑥過去3年以内に違法な長時間労働を繰り返している企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表されていないこと
⑦労働保険の徴収等に関する法律に定められた労働保険料を直近2年度について滞納の事実がないこと

- 2 労働災害発生等状況 (派遣労働者を含む) ※状況を確認するもの

項目
①過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないこと

別紙1 (本文) (略)

別添

- 第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目 (必要項目)
 1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

項目
①過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと
②過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関により企業名が公表されていないこと
③労働安全衛生法第98条に基づき、労働基準監督署長等から機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること
④現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと

- 2 労働災害発生状況 (派遣労働者を含む) ※状況を確認するもの

項目
①過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないこと

②過去3年間の全ての年において、企業の同一業種の事業場（厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場に限り）ごとに休業1日以上の労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っていること

※特定元方事業者の事業場においては、一の仕事の現場、構内で発生した労働災害全体（下請も含む）で換算すること

③（有機溶剤業務等特殊健康診断の対象業務がある場合）過去3年間の全ての年において、特殊健康診断の有所見率が全国平均を下回っていること

※「特殊健康診断」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アールキル鉛、電離放射線、高気圧業務があること

④（有機溶剤業務等作業環境測定が必要な業務がある場合）過去3年間、作業環境測定を単位作業場ごとに実施していること。また、その結果、第3管理区分と評価された単位作業場所がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場所の翌回の測定において第3管理区分以外に改善されていること

※「作業環境測定」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じんの測定があること

⑤直近事業年度において、企業内の労働者の労働時間の状況が次を満たすこと

- ・雇用する労働者（短時間労働者の雇い入れの改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除く。）の1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が、各月ごとに全て45時間未満であること
- ・雇用する労働者であって、平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上であるものがないこと

3 (略)

第2・第3 (略)

②過去3年間のすべての年において、企業の同一業種の事業場（厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場に限り）ごとに休業1日以上の労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っていること

※特定元方事業者の事業場においては、一の仕事の現場、構内で発生した労働災害全体（下請も含む）で換算すること

③（有機溶剤業務等特殊健康診断の対象業務がある場合）過去3年間のすべての年において、特殊健康診断の有所見率が全国平均を下回っていること

※「特殊健康診断」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アールキル鉛、電離放射線、高気圧業務があること

④（有機溶剤業務等作業環境測定が必要な業務がある場合）過去3年間、作業環境測定を単位作業場ごとに実施していること。また、その結果、第3管理区分と評価された単位作業場所がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場所の翌回の測定において第3管理区分以外に改善されていること

※「作業環境測定」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じんの測定があること

3 (略)

第2・第3 (略)

別紙2

安全衛生優良企業認定マーク使用規程

安全衛生優良企業認定マークは、安全衛生優良企業認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）が使用することができるものです。マーク使用に当たっては、以下の留意事項を守り、適切な使用をお願いします。

1 (略)

2 安全衛生優良企業認定マークの「認定を受けた期間」の付記の方法について

安全衛生優良企業認定マークには、認定を受けた期間の西暦年月を付記することとなります。

また、平成29年7月1日前の安全衛生優良企業認定基準による認定を受けた場合には、安全衛生優良企業認定マークには、認定を受けた期間の西暦年度数を付記することとなります。

認定企業の本社所在地を管轄する労働局にて、認定を受けた期間を付記したマークのデータを付与しますので、そのまま表示していただく。

3 (略)

別紙2

安全衛生優良企業認定マーク使用規程

安全衛生優良企業認定マークは、安全衛生優良企業認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）が使用することができるものです。マーク使用に当たっては、以下の留意事項を守り、適切な使用をお願いします。

1 (略)

2 安全衛生優良企業認定マークの「認定を受けた期間」の付記の方法について

安全衛生優良企業認定マークには、認定を受けた期間の西暦年度数を付記することとなります。

認定企業の本社所在地を管轄する労働局にて、認定を受けた期間を付記したマークのデータを付与しますので、そのまま表示していただく。

3 (略)

様式第1号

安全衛生優良企業認定申請書

申請企業の代表者の氏名	(法人番号) (URL)	(電話)
申請企業の住所		
企業の主な業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 陸上貨物取扱業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 接客娯楽業 <input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 港湾運送業 <input type="checkbox"/> 通信業 <input type="checkbox"/> 清掃・と畜業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 農林業 <input type="checkbox"/> 教育・研究業 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 運輸交通業 <input type="checkbox"/> 畜産・水産業 <input type="checkbox"/> 保健衛生業 <input type="checkbox"/> その他の事業	
認定された場合に厚生労働省のホームページへの掲載希望の有無及び掲載する企業名	有 無 企業名 (掲載を希望する場合のみ記載) :	
申請企業は労働安全衛生法第1号および同法第2号に掲げる業種とは、並びに同法第2号に掲げる業種の事業場を含むか	有 無 <small>労働安全衛生法第1号および同法第2号に掲げる業種とは、林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、運送業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅうりょう品等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅうりょう品小売業、燃料小売業、卸卸業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業</small>	
申請企業の担当者連絡先	氏名 : 部署 : メールアドレス : 住所 : 電話 : FAX :	

年 月 日

(申請者) 企業名及び代表者氏名

労働局長 殿

備考

- 「企業の主な業種」は、企業の主な業種内容から選んでください。
- 様式第1号別添1〜4を添付してください。ただし、様式第1号別添2については、安全衛生優良企業公表制度の専門サイトで自己診断を行った際の結果のページを印刷したもので構いません。
- 別添チェックシートでチェック(○)した項目について、当該項目を満たしていることを確認できる書類を添付してください。

様式第1号

安全衛生優良企業認定申請書

申請企業の代表者の氏名	(電話)
申請企業の住所	
企業の主な業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 陸上貨物取扱業 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 接客娯楽業 <input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 港湾運送業 <input type="checkbox"/> 通信業 <input type="checkbox"/> 清掃・と畜業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 農林業 <input type="checkbox"/> 教育・研究業 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 運輸交通業 <input type="checkbox"/> 畜産・水産業 <input type="checkbox"/> 保健衛生業 <input type="checkbox"/> その他の事業
認定された場合に厚生労働省のホームページへの掲載希望の有無及び掲載する企業名	有 無 企業名 (掲載を希望する場合のみ記載) :
申請企業は労働安全衛生法第1号および同法第2号に掲げる業種とは、並びに同法第2号に掲げる業種の事業場を含むか	有 無 <small>労働安全衛生法第1号および同法第2号に掲げる業種とは、林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、運送業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅうりょう品等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅうりょう品小売業、燃料小売業、卸卸業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業</small>
申請企業の担当者連絡先	氏名 : 部署 : メールアドレス : 住所 : 電話 : FAX :

年 月 日

(申請者) 企業名及び代表者氏名

労働局長 殿

備考

- 「企業の主な業種」は、企業の主な業種内容から選んでください。
- 様式第1号別添1〜4を添付してください。ただし、様式第1号別添2については、安全衛生優良企業公表制度の専門サイトで自己診断を行った際の結果のページを印刷したもので構いません。
- 別添チェックシートでチェック(○)した項目について、当該項目を満たしていることを確認できる書類を添付してください。

様式第1号別添2

※本様式に代えて、「安全衛生優良企業公表制度」の専用サイトの自己診断を行った際の結果のページを印刷したものを使用してもよい。

(チェックリスト)

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目 (必要項目)

1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

項目	○×
① 過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと	○×
② 過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関から企業名の公表又は認定の取消しをされていないこと	
③ 労働安全衛生法第98条に基づき、労働基準監督署等から機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること	
④ 現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと	
⑤ 過去3年以内に長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に複数回違反したことがないこと	
⑥ 過去3年以内に違法な長時間労働を繰り返している企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表されていないこと	
⑦ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に定められた労働保険料を直近2年度について滞納の事実がないこと	

様式第1号別添2

※本様式に代えて、「安全衛生優良企業公表制度」の専用サイトの自己診断を行った際の結果のページを印刷したものを使用してもよい。

(チェックリスト)

第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目 (必要項目)

1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

項目	○×
① 過去3年以内に労働基準関係法令の違反で送検されていないこと	○×
② 過去3年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関により企業名が公表されていないこと	
③ 労働安全衛生法第98条に基づき、労働基準監督署等から機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること	
④ 現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと	

2 労働災害発生等状況（派遣労働者を含む） ※状況を確認するもの

項目	○×
①過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないこと	
②過去3年間の全ての年において、企業の同一業種の事業場（厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場に限り）ごとに休業1日以上の労働災害の発生率が、同種の平均発生率（度数率）を下回っていること ※特定元方事業者の事業場においては、一の仕事の現場、構内で発生した労働災害全体（下請も含む）で換算すること	
③（有機溶剤業務等特殊健康診断の対象業務がある場合）過去3年間の全ての年において、特殊健康診断の有所見率が全国平均を下回っていること ※「特殊健康診断」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アシル鉛、電離放射線、高気圧業務があること	
④（有機溶剤業務等作業環境測定が必要な業務がある場合）過去3年間、作業環境測定を単位作業場所ごとに実施していること。また、その結果、第3管理区分と評価された単位作業場所がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場所の翌回の測定において第3管理区分以外に改善されていること ※「作業環境測定」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じんの測定があること	
⑤直近事業年度において、企業内の労働者の労働時間の状況が次を満たすこと	

2 労働災害発生状況（派遣労働者を含む） ※状況を確認するもの

項目	○×
①過去3年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級7級以上に相当する重篤な労働災害を2件以上発生させていないこと	
②過去3年間のすべての年において、企業の同一業種の事業場（厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場に限り）ごとに休業1日以上の労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っていること ※特定元方事業者の事業場においては、一の仕事の現場、構内で発生した労働災害全体（下請も含む）で換算すること	
③（有機溶剤業務等特殊健康診断の対象業務がある場合）過去3年間のすべての年において、特殊健康診断の有所見率が全国平均を下回っていること ※「特殊健康診断」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アシル鉛、電離放射線、高気圧業務があること	
④（有機溶剤業務等作業環境測定が必要な業務がある場合）過去3年間、作業環境測定を単位作業場所ごとに実施していること。また、その結果、第3管理区分と評価された単位作業場所がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場所の翌回の測定において第3管理区分以外に改善されていること ※「作業環境測定」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じんの測定があること	

・雇用する労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除く。）の1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が、各月ごとに全て45時間未満であること

・雇用する労働者であって、平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上であるものがないこと

3 (略)

第2・第3 (略)

様式第1号別添3・別添4 (略)

様式第2号～様式第6号 (略)

3 (略)

第2・第3 (略)

様式第1号別添3・別添4 (略)

様式第2号～様式第6号 (略)